

市民集会施設 建築資金貸付要綱

ご案内



札幌市では、町内会等が市民集会施設を新築又は購入する際の資金の融資を
あっせんします。

詳しくは、各区地域振興課にお問い合わせください。

制度の概要は、裏面をお読みください。

市民集会施設建築資金貸付要綱の概要

● 融資の対象となる団体

借入金の返済能力があると認められ、かつ、市民集会施設を新築又は購入する認可地縁団体が対象となります。

● 融資の対象となる施設

市民集会施設建築費補助金の交付要件を満たす施設であり、補助金の交付を受けることが要件となります。

※まちづくりセンターに併設する市民集会施設においては、まちづくりセンター部分と市民集会施設部分をそれぞれ区分登記できる建物が対象となります。

● 融資の額

市民集会施設の建築に係る経費の2分の1に相当する額（1万円未満切り捨て）とし、その上限額は、18,000千円となります。

● 融資利率（年利）

長期プライムレートと同じ率となります。ただし、長期プライムレート3.0%以上のときの融資利率は、3.0%の固定となります。

※長期プライムレートとは、金融機関が企業などに設備資金や長期運転資金など、長期間かけて投資回収する性質の資金用途の貸し出しの場合に適用される優遇金利のことです。

● 償還期間

15年以内（1年以内の据置期間を含む。）となります。

● 返済方法

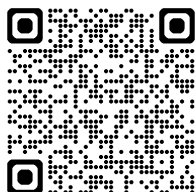
元金均等の割賦返済となります。

● 担保及び保証人

融資に係る市民集会施設及び当該建設用地を担保とし、会長及び会長以外の役員の1名以上を連帯保証人とする必要があります。ただし、当該建設用地が札幌市からの借地である場合は、市民集会施設のみを担保とします。

● 取扱金融機関

株式会社北海道銀行となります。



札幌市 市民集会施設 補助制度



さっぽろ市
02-D01-25-815
R7-2-603